

会 議 録

会議の名称	令和元年度第3回東村山市緑化審議会				
開催日時	令和2年1月28日(火) 午後2時00分から				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・丸山宙職務代理・藤田まさみ委員・清水あずさ委員・村山じゅん子委員・山田たか子委員・小嶋博司委員・金田一弘明委員・久野幹雄委員・長谷川大地委員・山上勉委員</p> <p>(市事務局) 野崎副市長・粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・中澤みどりと公園課長・高橋みどりと公園係長・佐藤主任・阿部主事</p> <p>●欠席者：久野一彦委員・増田勝義委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 東村山市みどりの基本計画の改定について(諮問)</p> <p>(2) 緑地保護区域の管理状況について(現地視察・審査)</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 高橋、佐藤、阿部</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 開会</p> <p>○傍聴希望者の確認。傍聴希望者は0名。</p>					

2 議事

(1) 東村山市みどりの基本計画の改定について（諮問）

○他の公務で欠席の市長に代わり、野崎副市長より諮問文を会長に手渡し。

○副市長

荒井副市長の後任の野崎です。3年前までまちづくり部長を務めておりました。その時は公共の緑の植生ガイドラインの策定にあたり、緑化審議会にて大変な労力と時間を費やしてご議論いただきました。現在、各所管で植生管理の指針として活用しています。今回は、みどりの基本計画の改定について、市長に代わりまして諮問させていただきます。よろしくお願ひします。

○会長

みどりの基本計画は、市の緑をどうやって維持し発展させていくかという重要な部分です。一人一人が生活していく目の前にある緑、とても大切なところなので、この審議会ですっきりと議論していきたいと思ひます。今色々な市で改定が行われていますが、私たちが考えなければいけないのは、金太郎飴みたいな基本計画ではなく、東村山らしい基本計画を作るように努力していければと思ひます。よろしくお願ひします。

(2) 緑地保護区域の管理状況について（現地視察・審査）

視察後、学習室に戻り、議事を再開。

○会長

では、議事を再開します。見ていくと、問題がある場所が市内にはたくさんあると感じました。現地を視察した中で、40番が課税を考えているところです。課税の有無は別として、現地をご覧になってどう感じましたか？

○委員

明らかに枝が他の住宅に越境しているのがみられるのと、一般の人が通る通路の上に立ち枯れがあるのが気になりました。

○会長

他にありますか？

○委員

個人での管理は難しいと思ひました。

○会長

問題になっている越境の部分以外にも問題ですね。木が大きくなりすぎている部分もあるし、傾斜木がたくさんあるので、芯が腐ってくると倒れます。それが道にかかってくると

大変危険です。それは、課税とは別の意味で市として検討しなければいけないと思います。

○委員

所有者さんから、どうしたらいいか？という相談は市にありますか？

○事務局

所有者さんから直接相談はありません。今年度の固定資産税をお伝えした時に「こういう管理の仕方もあります」と逆に市からご提案させていただきました。しかし、それには専門の業者が入らないといけない状況なので、市が業者に見積もりをもらって、どれくらい費用がかかるか提案をしています。そのあとすぐに、所有者さんが体調を崩してしまった為、まだお伝え出来ていない状況です。

○会長

他にありますか？

○委員

どういう形で緑を残していくのか？という具体案が緑地保護区域によって違うなと感じました。最終的にみんなが楽しめる公園にしたいのか、自然状態をそのまま残したいのか、将来的に開発するのか、目的によっても管理の仕方が変わってくると思います。将来せっかく残した緑をどのような形で先々へ繋いでいくのか、はっきりとしたビジョンが必要です。具体的な前提があって視察しているわけではないので、ただ「見苦しい」とか「不法投棄がある」とか、「越境がある」とかの視点しかない状況です。あと、管理は所有者というのには限界があると思います。

○会長

とても大事な提案が2つありました。所有者の問題と、どのような林として管理していくのか、この議論はなかなか難しいと思います。ただ、はっきり言えるのは斜面の林と、平坦地の林は意味が違うということです。斜面にたくさんの方が入って遊ぶようになると、崩落が起こることもありますが、平坦地の林は崩落することはない。しかし、平坦地もあまり使いすぎると、ほかの植物が何も生えなくなってしまうということもあります。私たちが、全体をどういう風にしていくか？という議論をしたことはありません。今後、みどりの基本計画の中で業者の提案がどこまで理想とする形を含めたものにしていくか、逆になればこちらからどういう風に考えるか、を話す機会があると思います。

雑木林をどのように管理したらいいかを議論するのは、なかなか難しい部分もあります。1つは、木の高さを反映した樹齢です。今日見た範囲で、手を入れなくなって大体40年～長いところでは60年以上経っています。昭和30年以降、燃料革命があった以降

からは手を入れていない。あとは、昔大事にしてきたからということで、所有者さんが下刈りをしたりしているが、どういう風にしていきたいかを第三者が分かる形で開示することはなかったと思います。特に東村山の緑は非常に重要な意味があるので、この件に関してはまた基本計画の議論のところでできるといいと思います。

話を戻します。40番についてですが、ほかに意見ありますか？

○委員

この場所は突然この状態になったわけではないと思うので、毎年こういう形で確認をして議論していることなのではないでしょうか？

○事務局

毎年この状態で、減免の審査の時に議論になっています。その都度、提案をしたり話をしていますが、改善されていない状況です。

○会長

市がコンタクトをとっても、なかなか会えない状況があると聞いています。

○委員

病気はともかく半年も連絡が取れない状況であれば、事前に措置をする段階での約定等で、連帯保証人のような形で責任を二次的な交渉窓口の方にも負っていただくなどが考えられると思いますが、現状どうなっていますか？連絡がとれないということで、前進がみられないと判断しづらいです。今の状況を教えてください。

○事務局

ご兄弟がいらっしゃるので、何度かお話を伺っています。所有者さんの体調についてはだいぶ良くなったと聞いたので、春頃には会えると思います。所有者さんがここを管理していて、兄弟も手が出せない状況なので、市としてはまず所有者さんと会って話がしたいと思っています。もう少し状況が改善されれば会えると思います。

○会長

今回だけに限らず、話が直接できない場合に代理の人に話ができるような、ルートを作っておく必要があるのではないか、という提案がありました。今後検討してください。

課税するかどうかはいつまでに決定するのですか？

○事務局

課税課に今回の審査結果をまとめて提出して、緑地保護区域の所有者の方に減免申請書を送付して、その期限が2月末になっています。まずみどりと公園課に1週間程度で提出して頂き、課税課に提出する流れです。

○会長

今回決めて、対応していただくしかないということですね。

もう1つは、昨年まで40番は課税をしていたと思いますが、きちんと納付はしていますか？

○事務局

していると思います。

○会長

わかりました。他に意見ありますか？

○委員

2ブロックありますよね。まとめてですか？別々ですか？

○事務局

課税については、地番ごとの課税になりますので別々です。

○委員

初めに見たところは、落葉などはあると思いますが、常緑樹がたくさんあって、雑木林の景観からは離れている印象を受けました。

○会長

雑木林は手を入れなければ、常緑樹が増えてくるのは自然の流れです。今議論しなければいけないのは、直接近隣等に迷惑がかかっているかどうかだと思います。

○委員

判断基準は景観ではないということですね。そうすると、どちらも高い落葉樹があるので、変わりません。

○会長

斜面の方はだいぶ木がはみ出していましたね。何年か前に見た時よりも出ている気がしました。

○委員

1年ごとに、固定資産の見直しがあると思いますが、所有者さんがどういう管理をしているか、もしくはきちんと管理をしていなければアドバイスするなどを毎年行っていますか？

○事務局

今までは1軒1軒所有者さんに聞き取りはしていませんでしたが、審査に関してはすべての緑地を周って判定していました。聞き取りに関しては、今年度すべての所有者さんの自宅に伺って管理の実態を聞き取りしています。

○会長

資料3の内規をご覧ください。これは、昨年この審議会で検討して作ったものです。個別の状況があるので、細かいところまでは全部書けませんが、基本となるものを第一段階として作りました。内規を基に緑地状況のヒアリングシートを作って、それを持って現地で所有者さんに聞き取りをして、状況を確認したということです。この1年で随分所有者に関する実態を把握できることになりました。昨年に比べると、情報量がとても増え、把握もより深くできたと思います。

○委員

ヒアリング結果を見ていると、一生懸命管理をしている人と、全く管理しない人がいると思います。前回の時に緑地保護区域が減ってきているのは、持っている人だけではどうにもならないというのがあって、固定資産税が減額されなくなれば、それが理由で解除したいという人が、これから増えるのではないかという不安があります。

○会長

特に所有者の方は高齢化がどんどん進んでいるということで、相続が発生すると一番なくなるのは緑地ですね。すぐ打てる手がないというのが現実です。量的なところをどう確保するのか、質的なところをどう調整していくか、一人一人の考えも大切だと思いますが、色々な提案ができる何かが作れるといいですね。みどりの基本計画で、こういった内容を入れるといいと思います。

今日現地視察をして2月中旬までには、今年度課税するかどうかを決めなければいけません。どう判断しますか？

○事務局

事務局としては、適正な管理とは認められないと考えています。

○会長

事務局案が出ましたが、どうですか？今後継続的にコンタクトを取り続けて、努力をお願いしたいと思います。今年は昨年と変わっていないという前提で、課税ということにします。その方向で進めてください。ただし、付帯事項でコンタクトを取りながら進めて下さい。課税は1件だけですか？

○事務局

はい。今日現地視察できなかった場所について、事務局から説明させていただいていいですか。

○会長

お願いします。

○事務局

指定番号28番の緑地について説明。道路沿いの竹が剪定されていることもあり、維持管理はできているという判断です。今後も緑地として管理したいとのことでした。

指定番号59番の緑地について説明。こちらは下草の手入れが行き届いています。今後も緑地として存続の意向があるとのことでした。

その他の緑地に関しても、説明をした緑地と同様に適正な管理がされていると判断しています。審査に関しては以上です。

○会長

ありがとうございます。28番は竹が道側に越境していて、通行の邪魔になる等の苦情があった場所ですが、非常に管理するようになったので、課税はしないということですね。

○事務局

指定番号28番は、過去は課税していました。改善されたということで、今年度は減免になっています。今回の現場の状況を見ると、さらに適正な管理がされている状況なので、改善されたという判断です。他の緑地保護区域に関しても、現場を見て確認し、所有者にヒアリングをして状況を確認し、最終的な判断になりました。ご理解いただきたいと思います。

○会長

ご苦労様でした。この議題に関して以上でいいですか？

○委員

事務局に感謝の言葉を伝えたいと思います。課税することについては、緑化審議会には一切の決定権はないので、あくまでも市長から意見を求められて、審議会の意見を答申し、決定するのは市であるということになります。どのような根拠があつて課税するのかと問われた時に、この審議会まで及ぶことがあつたので、2～3年かけて課税の根拠を整理しました。所有者さんとの個別ヒアリングも含めて、大変な時間をかけて整理して頂いたと思うので、改めて感謝申し上げます。28番の地権者と、今年課税する地権者は同じです。改善はみられるが、ほかにも土地があつて管理がしきれない。農業の方がメインでやらざるをえないということで、いずれ体調が良くなれば、管理ができるようになると見込めると思います。

○会長

ありがとうございます。この審議会は審議し、提案はできるが、決定権はないということです。あくまでも、市長が決定することになります。

○委員

自宅の近くに緑地保護区域があるのですが、市道まで枝が伸びているところがあって、何度か市に相談したこともあります。この1年間状況は変わらず、枯れて折れた木が下に落ちて、近隣住民から「風で木が飛んで来たら困る」という話があったので記憶に残っています。市の道路の上に越境していれば大丈夫なのか、個人所有の宅地に出ているから迷惑と捉えるのか、教えていただけますか？

○事務局

越境の判断についてですが、第一条件は民地への越境としています。近隣住民に迷惑がかかっているかという観点を事務局では見ています。公道上への越境に関しては、現状では課税の有無を決める適正管理の判断に入れていないところもあります。課税の有無の判断という観点では、所有者さんに過度な管理負担がかからないように民地への越境についてのみ審査基準としています。半面、日頃の安全管理という観点でいうと、公道への越境についても何かしらの影響があれば、当然対応をお願いすることになります。ご指摘の緑地については、相続が発生しており、ヒアリング時に所有者の娘さんにお話しを伺いました。現在相続の手続き中なので手が出せないという話も伺っています。

○会長

公道に越境しているものに関しては個別に対応するということですね。

○事務局

所有者さんに直接話をします。

○会長

わかりました。この件については終わりたいと思います。その他はなにかありますか？

(3) その他

○事務局

個人情報の取り扱いについて説明します。本日の配布資料のうち、個人情報が記載されているものは回収をさせていただきたいと思います。会議録にも、所有者が特定できないように管理番号で記載させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○会長

回収した方がいいですね。それでよろしいですか？

○委員一同

異議なし。

○会長

他にありますか？

○委員

緑地番号20番の困り事等で、緑地内の事故とはどういう事故ですか？

○事務局

細かい話のようですが、緑地内を散策していた保育士さんから枝が落ちていて園児が転んで擦りむいたと言われたことなどがあったそうです。そのような事故があったら心配だということです。

○委員

そういった小さな事故ということですね。わかりました。

○会長

はい。では、その他で次回の日程をお願いします。

○事務局

今年度は第3回で終了になります。次年度の第1回の緑化審議会は例年ですと、10月に開催していますが、4月に、今年度に調査を進めている緑被や緑地の現況を報告して、ご意見をいただきたいと思っています。年度初めに第1回の開催をご検討いただきたいです。

○会長

早速、みどりの基本計画の検討の第1段階をしていくということですね。日程調整は事務局にお任せしようと思いますが、よろしいですか。

○委員一同

異議なし。

○会長

以上で閉会します。ありがとうございました。

3 閉会